

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値を向上させていくため、経営の効率性を高め、経営の意志決定と業務遂行が適切に行なうことができる組織体制の確立がコーポレート・ガバナンスの基本であると考えており、少数の取締役による迅速な意志決定と取締役の役割分担を明確にすることにより相互の経営監視を強化するとともに、監査役の機能を一層強化することによりコンプライアンスの徹底を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの5つの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
スターツコーポレーション株式会社	932,800	48.59
スターツアメニティー株式会社	448,000	23.33
株式会社ウィーブ	80,000	4.17
スターツ出版従業員持株会	62,000	3.23
村石 久二	52,000	2.71
株式会社資生堂	48,000	2.50
中台 恒次	26,000	1.35
スターツ商事株式会社	24,800	1.29
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガンスタンレーMUFG証券株式会社)	23,100	1.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	17,700	0.92

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

スターツコーポレーション株式会社 (上場: 東京) (コード) 8850

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

12 月

業種

情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数

100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社では支配株主等との取引に関しまして、恒常的な取引は期初取締役会にて承認を行い、それ以外の取引に関しましても随時、取締役会で慎重に審議、決議される事となっております。また、社外監査役による取締役会への意見具申も適正に行われており、少数株主保護の観点から適正かつ厳正な監査も実施しております。当社の親会社であるスターツコーポレーション株式会社とは、営業取引と営業外取引を行っておりますが、その取引においては価格交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の非常勤取締役1名が親会社であるスターツコーポレーション株式会社の代表取締役会長(グループCEO)、監査役1名が親会社の取締役に就任しておりますが、これはスターツグループにおける牽制機能で兼任しており、当社の取締役会に積極的に参加しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
福田峰夫	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福田峰夫		——	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言をいただけるものと判断し、選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、代表取締役社長直轄の組織として内部監査室1名を設置し、各部門の業務執行状況等について監査を実施しております。監査役会は監査役4名(社外監査役2名を含む)にて構成され、内部監査室、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、効果的な監査業務の遂行を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
菊地 正矩	他の会社の出身者					△								
根本 誠	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菊地 正矩		過去5年間に当社の特定関係事業者(親会社の子会社)である千代田管財株式会社の業務執行者となったことがあります。	長年に亘る経営者としての豊富な経験と幅広い知識をもっております。
根本 誠	○	——	金融機関における幅広い業務経験及び経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、その経歴からいたしましても一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、より一般株主に近い目線で経営の監視が可能な人物と考え独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

事業年度の業績等に応じて役員報酬を変動させております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年12月期における取締役に対する報酬の内容は次のとおりであります。

取締役 6名 29,565千円

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会の決議により定められた限度額の範囲にて、1年毎に会社の業績や経営内容、取締役本人の成果・責任等を考慮し、代表取締役及び担当取締役にて検討しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する部署といたしまして、内部監査室と管理部が存在します。
内部監査室は社外取締役及び社外監査役と適時情報交換を行い、場合によっては監査役監査業務の補佐を行っております。
また、管理部においては取締役会配布資料の事前説明などを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は株主総会で選任された6名の取締役(うち社外取締役1名)で構成される取締役会と4名の監査役(うち社外監査役2名)で構成される監査役会が組成されております。取締役会は原則として月1回開催する取締役会に加え、重要な議案が生じたときは臨時の取締役会を開催し、迅速な意思決定を行っております。監査役も毎回可能な範囲で取締役会に出席し監査機能も果たしております。また、毎月責任者会議を開催し、取締役会で決定した事項の迅速なトップダウンや情報共有にも徹しております。一方、スピーディーに経営上の課題に対処するために、毎週、主要役員と主要部長による経営会議も開催し重要な案件に関しては取締役間で随時打合せを行い、その場で相互監視も行っております。

監査役会は原則として月1回開催され、ほかに社内の重要な会議にも参加し、取締役の執務状況、重要な意思決定についての経営監視機構の役割を果たしております。また、当社では社長直属の内部監査室が設置されており、内部監査計画に基づく業務監査及び会計監査ならびに財務報告に係る内部統制監査が実施されており、監査役とも頻繁に情報交換を行っております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、木下雅彦氏、矢島賢一氏であります。両名の継続関与年数については、両名とも7年以内であるため記載を省略させていただきます。会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、会計士補等1名、その他1名であり、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の監査役4名のうち2名が社外監査役であり、監査役は取締役会のほか社内の主要会議に出席するとともに、当社の業務や財産の状況の調査及び監査を行っており、内部監査室とも連携を図っております。さらに独立社外取締役の就任によりまして、その経歴からの豊富な経験と幅広い見識をもって、当社の現状の経営体制を踏まえた的確な助言をいただけるものであります。

このように、当社の現状や将来を見据えた経営監視機能といたしましては、現在の体制が十分機能しているものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	決算スケジュール等をふまえ、状況に応じて日程を設定しております。
その他	株主総会後に役員との懇談会を開催し、株主とのダイレクトコミュニケーションが図れるよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、第2四半期・通期決算発表後に決算説明会を開催しており、社長による事業戦略・トピックス等の説明のほか、業績状況等の説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL http://starts-pub.jp/ir/ にて決算説明資料、決算短信、その他適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当役員は取締役管理部長 金子 弘であり、担当部署は管理部であります。	
その他	アナリスト・投資家の方々からの個別面談等のご依頼については、できる限りお応えするようにしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	内部規程「インサイダー取引防止に関する規程」に定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、当社が属するスターツグループとともに、スポーツ・文化活動への協賛を通じて、地域社会の活性化・企業理念の実践に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示担当役員の統制のもと、定例及び随時の取締役会等で承認を得たのち、早急に情報開示を実施する体制を整えております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「人が、心が、すべて」という当社が属するスターツグループが創業以来大切にしている「企業理念」を当社全役職員により具現化するために、適切な組織の構築、規定、ルールの制定、情報の伝達、モニタリング等を行う体制を確立するために、内部統制システムを整備、維持していく。また、これを常に見直していくことにより、適正かつ効率的な体制を実現するものとする。

1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の役職員は、スターツグループの企業理念「人が、心が、すべて」の企業理念、内部規程、あるいは関連法令等の理解が法令・定款及び社会規範を遵守した行動のための基本であることを認識し、その徹底を図るため、管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員の教育等を行っております。また、当社の代表取締役が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提としております。内部監査室は、管理部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査しております。また、これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されております。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を記録し保存、管理しております。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に関するリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定や研修の実施、マニュアルの作成などを行っております。管理部は当社全体のリスクを総括的に管理するものとしております。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、変化の激しい経営環境に迅速に対応すべく、定例の取締役会のほか必要に応じて経営陣によるミーティングを月4回のペースで開催して

おります。また、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めております。また、取締役会の業務執行の効率化を図るため、以下の体制を整備しています。

(1) 職務権限・意思決定ルールの策定

(2) 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業毎の業績目標の設定と月次・四半期業績管理の実施

(3) 取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

(4) 週1回の主要取締役と主要部長による経営会議の開催

5) 会社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社およびグループ各社とともにスターツグループ全体としての内部統制の構築を図っております。業務執行の状況について、管理部、内部監査室等の各部署は、関係会社で損失の危険が発生し各担当部がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度及び当社に及ぼす影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告する体制を確保しております。内部監査室は、内部監査を実施した結果を取締役会、監査役、親会社社長等に報告し、内部統制の整備を推進するとともに、各部と協力の上、改善策の指導、実施の支援、助言等を行い効率的かつ適正に行えるよう、緊密な連携体制を構築しております。

6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令は受けないものとします。

当該職員の人事異動については、監査役会の同意を得るものとする。

7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社の役職員は、監査役会の定めるところに従い、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を要請に応じて報告及び情報提供を行います。報告の方法については、取締役と監査役との協議により決定する方法とします。

監査役への報告を行った当社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社役職員に周知徹底する。

8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、効果的な監査業務の遂行を図ってまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては、警察や弁護士等の外部専門組織と連携し、毅然とした態度で組織的に対応することを基本方針としております。

当社では「行動規範ハンドブック」、「反社会的勢力排除対応マニュアル」を全社員に告示し運用することにより、反社会的勢力に対する行動規範の順守を周知徹底しております。また、取引先との関係においては、取引開始前に反社会的勢力の排除に関する書面を取交しております。

管理部を反社会的勢力対応部署とし、同部が反社会勢力に関する事項を統括管理するとともに、親会社のスターツコーポレーション株式会社のリスクマネジメント部と連携して、反社会的勢力に組織的に対応する体制を整備しております。

反社会的勢力による不当要求に備え、平素から警察や弁護士等との外部専門機関と連携をとっております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項